

## 田川市市民活動団体登録要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市内で広域的、公益的及び自発的な市民活動を行う団体を登録することにより、当該団体への支援の充実を図り、もって市民の社会貢献活動への参加の機会拡大に資することを目的とする。

### (登録要件)

第2条 田川市市民活動団体（以下「活動団体」という。）として登録することができる団体は、次の各号の全てに該当する団体とする。

- (1) 市民（市内に勤務又は在学する者を含む。以下同じ。）により自主的に組織された公益性の高い活動を行う団体又は福岡県から認証を受けているNPO法人
- (2) 活動拠点を市内に有し、主に市内において活動を行う団体
- (3) 満18歳以上の構成員が5人以上で、かつ、過半数が市民により組織されている団体
- (4) 規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有している団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、登録の対象としな

- (1) 福岡県から認証を受けているNPO法人以外の法人格を有する団体
- (2) 特定の宗教のための活動又はそれに反対をする活動を目的とする団体
- (3) 特定の政党について支持又は反対をする活動を目的とする団体
- (4) 特定の公職の候補者又は公職にある者に対し、支持又は反対をする活動を目的とする団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員と密接な関係を有する団体
- (6) その他市長が適当でないと認めた団体

### (登録申請)

第3条 登録を希望する団体は、田川市市民活動団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 組織運営に関する規約、会則等
- (2) 活動内容を示す書類（事業報告書、事業計画書等）

(3) 財政状況を示す書類（予算書等）

(4) 役員名簿

(5) その他市長が必要と認める書類

（登録の通知等）

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について速やかに田川市市民活動団体登録決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 登録の有効期限は、登録した日の翌々年度の6月末日とする。

（登録内容の変更）

第5条 登録の通知を受けた活動団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更があった場合は、遅滞なく田川市市民活動団体登録変更申請書（様式第3号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書が提出されたときは、その内容を確認し、田川市市民活動団体登録変更確認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の変更申請書の内容確認のため、必要な書類を提出させることができる。

（登録の更新）

第6条 登録の更新を希望する登録団体は、第4条第2項に規定する登録の有効期限までに、第3条に規定する登録申請書及び書類を、市長へ提出しなければならない。

2 第4条第1項の規定は、登録の更新について準用する。

（登録の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録申請の内容に虚偽の事実があったとき。

(2) 登録要件に該当しなくなったとき。

(3) 登録団体から田川市市民活動団体登録取消届出書（様式第5号）の提出があったとき。

(4) 市長が登録団体として不相当であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、田川市市民活動団体登録取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（団体への支援）

第8条 登録団体への支援は、次に掲げるものとし、市は、登録団体の希望に応じて必要な支援を行うものとする。

- (1) 情報の提供、共有又は発信
- (2) 団体育成及び人材育成の支援
- (3) 団体の交流促進等のネットワーク化の支援
- (4) その他市民活動に関し必要な支援

(登録内容の公開)

第9条 登録団体の申請書に記載された事項のうち、掲載不可の申出がない項目については、市の窓口及び市ホームページ等により公開するものとする。

(市民活動の推進に関する協力)

第10条 登録団体は、市民活動の推進に関する市の施策に協力するものとする。

(事務の処理)

第11条 この登録に関する事務は、総務部安全安心まちづくり課が処理する。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の田川市市民活動団体登録要綱の規定による登録の通知を受けた活動団体に係る登録の有効期限は、この告示による改正後の第4条第2項の適用を受けたものとみなし、登録した日の翌々年度の6月末日とする。